

佐渡地域医療連携ネットワークシステム

広告掲載規程

特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会

第1条 (目的)

本規程は、特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会（以下、協議会）が運営する佐渡地域医療連携ネットワークシステム（以下、さどひまわりネット）の一般公開 Web サイト（以下、さどひまわりネット Web サイト）に広告を掲載する団体（以下、広告掲載団体と呼称しますが、広告 1 件ごとに 1 団体として扱います）が、広告の掲載申請および掲載にあたって遵守すべき事項、および協議会がその取扱いに遵守すべき事項を定めることを目的とします。

第2条 (規程の変更)

本規程は協議会の議決を経て変更されることがあります、変更後の規程は特段の事由がない限り、掲載中の広告には適用されないものとします。

変更後の規程を掲載中の広告に適用する必要がある場合は 2 週間の周知期間を設けます。該当する広告掲載団体の担当者には郵送または電子メールで通知しますので、変更に同意できない場合は周知期間内に協議会へ連絡してください。

第3条 (広告の掲載方法)

1. 広告が掲載される場所は、さどひまわりネット Web サイト下部に設けられた 3 カ所の専用欄とします。当 Web サイトの全ページに同じ広告欄が設けられていますが、全ページ共通であり、ページ個別に設定されたものではありません。
2. 3 カ所の広告欄のうち、掲載する場所は協議会によって決定いたします。場所による優位性は想定されておらず、掲載される広告の表示頻度には差が発生しないように配慮されます。
3. 広告欄あたり複数の広告が登録された場合、当 Web サイトページが表示・更新されるごとにランダムに表示されます。

第4条 (広告掲載申請資格)

以下の項目をすべて満たす団体であれば広告掲載を申請できます。

- (ア) 日本国に活動拠点を持ち、掲載およびその内容に関して適切な問合せ対応ができること
- (イ) 健全な経営・運営がなされており、掲載に必要な情報提供や費用負担ができること
- (ウ) 団体の概要や活動内容を照会できるホームページを有するか、パンフレットや説明資料等を提供できること
- (エ) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に掲げる営業に該当する団体、もしくはこれに類似した営業を行う団体ではないこと
- (オ) 各自治体が定める暴力団排除関連条例に定められる暴力団、暴力団員が所属する団体および暴力団や暴力団員に関連した団体ではないこと

(カ) 反社会的な活動を行っている団体や社会問題を起こしている団体ではないこと

第5条 (広告掲載内容の制限)

1. 以下に該当する広告は掲載できません。
 - (ア) 広告掲載団体が不明確なもの
 - (イ) 広告掲載団体以外の個人・団体の広告につながる内容が記載されているもの
 - (ウ) 協議会、さどひまわりネット参加施設、運用保守事業者に限らず、他を誹謗・中傷する内容、もしくはこれらにつながる内容が含まれるもの
 - (エ) 公序良俗に違反する内容、法令等の違反に該当する内容、反社会的および道義的信用を失墜させる内容、その他信頼を破壊する内容、もしくはこれらにつながる内容が含まれるもの
 - (オ) 政治活動や宗教活動に関するものや、個人または団体等の意見広告に該当するもの
 - (カ) 協議会およびさどひまわりネットの公共性や中立性を損なうもの、もしくはこれにつながるおそれがあるもの
 - (キ) 協議会が推奨しているかのような誤解を与えるもの、もしくはそのおそれがあるもの
 - (ク) 閲覧者を意図しないサイト等へ誘導する内容が含まれるもの、または広告のクリックにより意図しないサイト等に誘導するもの
 - (ケ) 閲覧者の機器やさどひまわりネット Web システムに想定しない動作や不都合が発生する動作を来すマルウェアやスパイウェアなどを包含するもの、または広告のクリックにより表示されるサイト等が同様の動作をもたらすもの
 - (コ) 閲覧者に不快や不安を与えるおそれがあると協議会が判断するもの
 - (サ) 前各号のほか、協議会が広告として不適切と判断するもの
2. 広告欄に掲載されるものは画像ファイルとし、画像のサイズは300×250px、容量は原則150KB以内とします。Flash や動画などファイルの種類はとくに制限はありませんが、表示および動作は閲覧者の環境に依存するため保証しません。
また、さどひまわりネット Web サイトおよび閲覧者の機器への負荷、閲覧者の環境や利便性等を考慮してください。例えば、固定画像でない場合は 30 秒以内の表示動作であること、複数画像のループ表示では一巡後に停止することなどにご配慮ください。
3. 広告をクリックすることで表示されるサイト等も本条第 1 項の制限を受けるものとします。

第6条 (広告掲載期間)

1. 広告掲載期間は 1 ヶ月単位です。とくにご希望がない場合は 3 ヶ月間掲載します。
2. 協議会が許諾した掲載期間を経過した場合、とくに広告掲載団体に通知することなく掲載は終了されます。

第7条 (広告掲載に必要な情報)

広告掲載にあたり、必要な情報は次の通りです。

- (ア) 広告掲載団体の名称と連絡先（担当者、担当者所属、住所、電話番号、担当者電子メール

アドレスなど)

- (イ) 広告掲載団体の概要や活動内容を照会できるホームページ URL、またはパンフレットや説明資料等
- (ウ) 広告掲載を開始する希望日と掲載期間（1ヶ月単位）
- (エ) 広告タイトル（登録用であり、表示はされません）
- (オ) 広告として表示する画像の URL
- (カ) 広告をクリックした場合にリンクする URL

掲載を開始する希望日については、月途中であっても1ヶ月分として取り扱われますのでご注意下さい。

URLについては極端に多い文字数の場合は掲載できないことがあります。また、掲載前にリンク先の確認は行いません。申請には十分ご注意下さい。

第8条 (広告掲載申請方法)

1. 広告掲載団体は広告掲載を申請するにあたり、本規程の遵守に同意した上で「広告掲載申請書」（以下、申請書）に必要事項を記入し、協議会へ提出して下さい。なお、広告1件ごとに申請が必要です。ひとつの申請書で複数の広告掲載を申請することはできません。
2. 協議会では申請書の審査を行い、審査結果を書面にて通知します。協議会が掲載を許諾した場合では、通知に掲載開始予定日と掲載終了予定日を記します。なお、ご希望がない限り、掲載開始予定日は月最初の協議会業務日とします。許諾を受けた広告掲載団体は、開始予定日3日前（土日・祝日・年末年始を除く）までに第9条に定める広告掲載料を納入して下さい。
3. 申請書の入手については協議会にご連絡いただき、さどひまわりネット Web サイトからダウンロードして下さい。申請書の提出は郵送もしくは協議会宛電子メールへの添付でお願いします。協議会の審査結果は広告掲載団体担当者宛に郵送もしくは電子メールで通知します。
4. 協議会は、以下の項目のいずれかに該当する場合、掲載申請を受け付けできません。
 - (ア) 広告掲載申請書を提出しない場合
 - (イ) 広告掲載申請書に虚偽記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (ウ) 協議会が第4条に定める広告掲載申請資格に該当しないと判断する場合
 - (エ) 前各号のほか、協議会が掲載申請を不適切と判断する場合
5. 協議会は、第9条に定める広告掲載料の納入が確認された後に広告の掲載を開始します。協議会審査結果に記載された掲載開始予定日以降に広告掲載料が納入された場合でも、掲載終了予定日は延長されませんのでご注意下さい。
6. 許諾を受けた広告掲載団体は、広告を掲載するにあたり、協議会と特段の契約を締結する必要はありませんが、別途契約が必要な場合は協議会までご連絡ください。なお、別途締結された契約は本規程に優先されるものとします。

第9条 (広告掲載に関する費用)

1. 広告掲載にあたって必要な費用（広告掲載料）は、掲載期間を問わず月額1万円です。審査結果に記載された掲載期間に相当する広告掲載料を一括して納入して下さい。月途中の掲載開始

を希望された場合でも日割り計算は行いませんのでご注意下さい。

2. 協議会側の事由によって 15 日以上掲載を中止した場合、該当する月の広告掲載料を返還いたします。それ以外の場合では、納入された広告掲載料は返還されませんのでご注意下さい。
なお、協議会側の事由には以下の項目は含まれません。
 - (ア) 停電等によるさどひまわりネット関連機器設備への電源遮断
 - (イ) 公共通信経路の障害
 - (ウ) 天災地変
 - (エ) その他、協議会に責がない不可抗力

第10条 (広告掲載に必要な情報の変更)

1. 広告掲載期間中に広告掲載に必要な情報の変更が発生した場合、「広告掲載情報変更依頼書」(以下、変更依頼書)に必要事項を記入し、協議会へ提出して下さい。協議会は変更依頼書を審査し、審査結果を書面にて通知いたします。変更を許諾する通知を受け取った場合は変更手数料(¥2,000)を納入して下さい。納入が確認され次第、変更作業を行います。
2. 変更依頼書の入手については協議会にご連絡いただきか、さどひまわりネット Web サイトからダウンロードして下さい。変更依頼書の提出は郵送もしくは協議会宛電子メールへの添付でお願いします。変更の審査結果は広告掲載団体の担当者宛に郵送もしくは電子メールで通知します。

第11条 (広告掲載の一時停止、中止)

1. 広告掲載団体が以下に定める事由のいずれかに該当すると判明した場合、広告掲載中であっても広告の掲載は中止され、広告掲載団体は広告掲載資格を喪失するものとします。この場合、協議会は広告掲載団体に掲載中止の通知を行う義務を負わず、納入された広告掲載料も返還しません。
 - (ア) 広告掲載団体が第4条(広告掲載申請資格)に該当しない場合
 - (イ) 第5条(広告掲載内容の制限)に違反する場合
 - (ウ) 前各号のほか、協議会が広告掲載を中止すべきと判断した場合
2. 協議会は、運営上の問題、さどひまわりネットの障害、天災地変等の不可抗力による問題などによって広告掲載機能を一時停止または中止できるものとします。協議会側の事由により一時停止・中止を行う場合は事前または事後に広告掲載団体に通知し、第9条第2項に相当する場合は広告掲載料を返還いたします。

第12条 (知的財産権の取扱い)

1. 広告掲載団体は、広告を掲載するにあたって掲載する権利を協議会から得るものであり、協議会もしくはさどひまわりネットに関する知的財産権を得るものではないことを承諾するものとします。
2. 広告掲載団体が掲載する広告について、その知的財産権は広告掲載団体が有し、協議会、さどひまわりネット参加施設、運用保守事業者および関連者は再利用を行ってはならないものとし

ます。ただし、広告掲載団体の要望により再利用を行う場合はこの限りではありません。

第13条 (権利の譲渡)

広告掲載団体は、広告を掲載する権利を第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第14条 (免責)

1. 協議会は、広告の掲載に関する審査を行いますが、掲載申請または変更、協議会の審査結果、広告内容、掲載等に関連して広告掲載団体に生じる不利益について一切の責を負わないものとします。ただし、第9条第2項に該当する掲載中止に伴う広告掲載料返還の責を除きます。
2. 協議会は、掲載された広告に関する閲覧頻度、利用方法、照会等について対応する義務を負わないものとします。
3. 協議会は、広告の掲載に関連して第三者に生じる不利益について一切の責を負わないものとします。当該事項について第三者から協議会に連絡があった場合、協議会は第三者に対して該当する広告掲載団体へ通知するよう通達します。

第15条 (損害責任)

広告掲載に関連して、協議会、さどひまわりネット参加施設、運用保守事業者および関連者に不利益が発生した場合、当該者は広告掲載団体に損害賠償をはじめとする必要な対応を請求できるものとします。

第16条 (協議)

本規程に定めのない事項または本規程の履行について疑義が生じた場合は、広告掲載団体と協議会は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

附則

本規程は、平成26年11月1日から発効します。